

令和4年7月15日

記者発表資料

四日市港管理組合

発表事項	四日市港に放置された所有者不明船舶にかかる簡易代執行の実施について
発表内容	<p>四日市港では、令和2年度から「規制措置」と「けい留保管施設の確保」により放置艇対策に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、港内には小型船舶登録情報等の照会や四日市海上保安部による調査においても、所有者が特定できないプレジャーボート等5隻が放置されています。</p> <p>これらの船舶は、港湾管理者である管理組合が指定した放置等禁止区域内に放置されており、管理組合の実施する工事等の妨げや沈船化等のおそれがあることから、港湾法第56条の4及び四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管適正化に関する条例第19条の規定に基づき、放置された状態を解消するため、所有者不明船舶5隻に対して、令和4年6月13日付けで、指定した期限（令和4年7月13日）までに撤去しない場合は、簡易代執行を行う旨の公告を行いましたが、撤去等されず引き続き放置されていますので、管理組合が簡易代執行により移動及び保管を行います。</p> <p>なお、四日市港の放置艇対策で簡易代執行を行うのは、今回が初めてです。</p> <p>〔簡易代執行予定日時〕</p> <p>●令和4年7月25日（月）</p> <p>10時から 富田地区（1隻）別紙 位置図①</p> <p>14時から 四日市地区（1隻）別紙 位置図②</p> <p>船舶を霞ヶ浦南埠頭30号岸壁へ移動のうえ保管します。別紙 位置図④</p> <p>●令和4年7月26日（火）</p> <p>10時から 富洲原地区（3隻）別紙 位置図③</p> <p>船舶は現地（富洲原地区）にて保管します。</p> <p>※気象状況等により日程が変更となる場合があります。</p>
特記事項	（参考）港湾法に基づく簡易代執行とは 港湾法の規定に基づき、所有者が判明しない船舶について、自主撤去期限までに撤去されない場合は、港湾管理者が撤去等を行うことができます。
連絡先	〒510-0011 四日市市霞2丁目1-1 四日市港管理組合 経営企画部 港営課 海務・放置艇対策担当 TEL：059-366-7015 FAX：059-366-7049 担当：矢田

※四日市市政記者クラブ、県政記者クラブ及び第二県政記者クラブに同時発表しています。